

該当する部分を必ず記入してください。

○該当届…①, ②, ③, ④, ⑤

○非該当届…①, ②, ④, ⑤

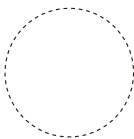
専務理事	事務長		係

④ 国民健康保険法第116条の2 該当・非該当 届

入所又は入院中の被保険者の特例

① 被保険者証	記 号				番 号						
② 分 離 者	(フリガナ)						生年月日	年 月 日			
	氏 名						性 別	男 ・ 女			
	個 人 番 号 (マイナンバー)							組合員との 続 柄			
	住 所	〒									
③ 施設・病院	名 称										
	所在地	〒									
④ 該当・非該当年月日		令和 年 月 日									
⑤ 申 請 人 記 入 欄	関東信越税理士国民健康保険組合 理事長 様 上記のとおり必要書類を添えて届出します。										
	令和 年 月 日										
	事務所名										
	自宅住所 〒 電話番号 ()										
	個人番号 (マイナンバー)										
申請人(組合員)		⑥									

受付印



処理欄	入力	保険証	高齢受給者証	限度額認定証	回収

(裏面あり)

～届出の際の注意事項と添付書類について～

■注意事項

- ・ 個人番号（マイナンバー）は番号法、国民健康保険法及び施行規則に基づいた事務手続きにおいて必要となります。
- ・ この届は、被保険者が福祉施設への入所・入院を理由に組合員の世帯から転出および転入した際に届け出るものであり、転出していない場合は、入所・入院中の被保険者の特例に該当しません。
- ・ 該当者が新たに分離先を変更した場合は、再度該当届を届け出てください。
- ・ 異動の際は 14 日以内に届け出てください。
- ・ 申請人は当該世帯の組合員となります。

■添付書類について

手 続 き	添付書類
該 当 （入所・入院のため組合員の世帯から住民票を異動した、または分離先を変更した場合）	・ 分離先の住民票原本（世帯全員記載のもの） ・ 施設入所証明書等 ・ 被保険者証 ・ 高齢受給者証（70 歳以上 75 歳未満） ・ 限度額適用認定証（交付者のみ）
非該当 （組合員と同一世帯に戻った場合）	・ 組合員世帯に戻った住民票原本（世帯全員記載のもの） ・ 被保険者証 ・ 高齢受給者証（70 歳以上 75 歳未満） ・ 限度額適用認定証（交付者のみ）